

# 入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称：2026～2028 年度

日系社会研修員受入事業導入・実施支援業務

調達管理番号：25c00457000000

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書（案）
- 第3 技術提案書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2025年12月3日  
独立行政法人国際協力機構  
横浜センター

# 第1 入札手続

## 1. 公告

公告日 2025年12月3日

調達管理番号 25c00457000000

## 2. 契約担当役

独立行政法人国際協力機構 横浜センター 所長

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：2026～2028年度日系社会研修員受入事業導入・実施支援業務

(2) 選定方式：一般競争入札（総合評価落札方式）

(3) 業務仕様：「第2 業務仕様書（案）」のとおり

(4) 業務履行期間（予定）：2026年4月1日から2029年3月30日

（今回契約を開始するにあたり、現行業者から引継ぎが必要な場合は、2026年3月後半に2日間程度の引継ぎを行うことがあります。その際の引継ぎ業務は別途契約させていただきます。）

## 4. 手続全般にかかる事項

### （1）書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。

〒231-0001

神奈川県横浜市中区新港2-3-1

独立行政法人国際協力機構 横浜センター 研修業務課

【電話】045-663-3221

上記電話番号でつながらない場合は045-663-3251へおかけください。

【メールアドレス】[yictt1@jica.go.jp](mailto:yictt1@jica.go.jp)

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

### （2）書類等の提出方法

#### 1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法は別紙「手続・締切日時一覧」をご参照ください。

#### 2) 書類等への押印省略

3) 様式または本説明書において押印を必要としている提出書類は、代表者印等の押印を原則とします。ただし、機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書について押印が困難な場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず明記し、

提出時の電子メールは責任者本人から（又は責任者にccを入れて）送付してください。

## 5. 競争参加資格

### （1） 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

### （2） 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和07・08・09年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有すること。（等級は問わない）

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### 3) 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員であ

る場合を除く。)。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合

- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

iv. 組合の理事

v. その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている

### 場合

- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項：技術提案書を提出しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

### （3）共同企業体、再委託について

#### 1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

#### 2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

### （4）利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

### （5）競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を提出してください。

提出方法、締切日時および確認結果通知日は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

また、入札に進んだ競争参加者に対し、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先へ入札会の参加方法をメールにて案内します。

#### 1) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- c) 下見積書（「7. 下見積書」参照）
- d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
  - ・共同企業体結成届
  - ・共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類（上記a)、b)）

## 2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。

## 6. その他関連情報

### (1) 業務内容説明会の開催

- 1) 日時：2025年12月19日（金）14:00～15:00
- 2) 場所：Microsoft Teams を用いて遠隔で実施します。
- 3) その他：
  - a) 参加希望者は、2025年12月15日（月）の正午までにメールにて、社名、参加希望者の氏名、Microsoft Teams 接続用のメールアドレス（2件まで）を連絡願います。
  - b) 業務内容説明会への出席は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者（社）も競争への参加は可能です。

## 7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に（5.（5）参照）、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

## 8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえご提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/koji2025.html#yokohama>

- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

## 9. 辞退届の提出

(1) 競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、遅くとも入札会 1 営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

宛先 : [yictt1@jica.go.jp](mailto:yictt1@jica.go.jp)

件名 :【辞退】(調達管理番号) \_ (法人名) \_ 案件名

(2) (1) の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。

(3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

## 10. 技術提案書

### (1) 提出方法

提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

### (2) その他

- 1) 一旦提出（送付）された技術提案書は、差し替え、変更または取りけしはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

### (3) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印写がないとき。ただし、押印が困難な場合は、第 1 入札手続き 4. (2) 2) を参照の上ご提出ください。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が 2 通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)。
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

## 11. 技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は、当機構において技術評価し、技術提案書を提出した全者に対し、別紙「手続・締切日時一覧」に則し、評価結果の合否をメールで通知します。通知期限までに結果が通知されない場合は、上記 4. 窓口にメールでお問い合わせ下さい。

## 12. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、技術提案書の評価に合格した者の提出した入札書を開札します。

(1) 日時 : 2026 年 3 月 9 日 (月) 14 時 00 分

(2) 場所 : 神奈川県横浜市中区新港 2-3-1

独立行政法人国際協力機構 横浜センター（内）会議室

※入札者はオンライン（Microsoft Teams）よりご参加ください。（それが困難な場合には電話による参加も可とします。）

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格（以下「予定価格」）を超えた場合は再入札（最大で2回）を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう Teams に接続したままで待機ください。

### 13. 入札書

- （1）第1回目の入札書（押印写付）の提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。
- （2）第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。
- （3）機構からの指示による再入札の入札書（押印写付）を提出する際は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付き PDF をメールに添付して提出ください。なお、別メールによるパスワードの送付は機構から指示によってください。
  - 1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
  - 2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同じ印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
  - 3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
  - 4) 宛先：「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」をご覧ください。  
件名：【再入札書の提出】（調達管理番号）\_（法人名）
- （4）入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。
- （5）入札価格の評価は、「第2 業務仕様書（案）」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）をもって行います。
- （6）契約に当たっては、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を契約金額とします。
- （7）入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。
- （8）入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- （9）入札保証金は免除します。

#### 14. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

#### 15. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（PCを利用する入札会における入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

#### 16. 落札者の決定方法

総合評価落札方式（加算方式）により落札者を決定します。

##### (1) 評価項目

評価対象とする項目は、第2. 業務仕様書（案）の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

##### (2) 評価配点

評価は300点満点とし、  
技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ  
技術点200点、  
価格点100点  
とします。

##### (3) 評価方法

###### 1) 技術評価

「第2 業務仕様書（案）」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第三位を四捨五入）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十	80%以上

分期待できるレベルにある。	
当該項目については、一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	80%未満 60%以上
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によつては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	60%未満 40%以上
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%未満

なお、技術評価点が60%、つまり200点中120点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「11. 技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

## 2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

$$\text{価格評価点} = (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \times (100 \text{ 点})$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

## (4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。落札者は、入札金額の内訳書（押印不要）をメールで提出ください。 なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

## (5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の9.に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、13.に基づき「無効」と判断された場合
- 3) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められる場合

## 17. 入札執行（入札会）手順等

入札会の状況は入札者に Microsoft Teams で中継します。入札経過や入札結果、再入札の有無等については中継の際に入札者と情報共有しますので入札者は必ず参加

ください。なお Microsoft Teams を接続する者には、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先へ、入札会の 1 営業日前の 16 時までに入札会の参加方法をメールで連絡します。

(1) 入札会の手順

- 1) 機構の入札立ち合い者の確認
- 2) 入札会開始時間の 5 分前から、会議招集した Microsoft Teams に接続可能となりますので接続を開始してください。また、電話で参加する者に対しては機構から電話連絡します。
- 3) 入札開始時間後、入札事務担当者からの指示に基づき、提出済の入札書（要押印、以下同じ）のパスワードを電子メールで機構へ送付ください（別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください）。
- 4) 技術評価点の発表 入札開始時間から 10 分を経過した時点でパスワードの受理を締め切り、入札事務担当者が、入札者の技術評価点を発表します。
- 5) 開札及び入札書の内容確認  
入札事務担当者が既に提出されている入札書（パスワード付き PDF）を入札会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容を確認します。
- 6) 入札金額の発表  
入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。
- 7) 予定価格の開封及び入札書との照合  
入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。
- 8) 落札者の発表等  
入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、「16. 落札者の決定方法」に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。  
価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定価格の制限に達した価格の入札がない場合（不調）は、入札執行者が「落札」または「不調」を発表します。
- 9) 再度入札（再入札）  
「不調」の場合には引き続き再入札を行います。再入札書はパスワードを付した PDF をメールで送付頂きますが、初回と同じパスワードとしてください（パスワードが毎回自動生成される場合にはこの限りではありません）。再入札を 2 回（つまり初回と合わせて合計 3 回）行います。再入札を 2 回行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、メールでお送りください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

## 18. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）を提出ください。

(2) 「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、「第5 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。

(4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

## 19. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL:<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること。
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 20. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書（電子データ含む）については、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (4) 技術評価で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書の電子データ（PDFのパスワードがないので機構では開封できません）は機構が責任をもって削除します。
- (5) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」までご連絡ください。

## 第2 業務仕様書（案）

本業務仕様書（案）に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Iとして添付される業務仕様書からは削除されます。

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構 横浜センター（以下「発注者」）が実施する「2026～2028年度日系社会研修員受入事業導入・実施支援業務」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

### 1. 業務の背景と目的

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）は、中南米地域を中心に戦後の日本人の海外移住の支援を行い、JICAの関わる移住者として中南米地域には約73,000人が移住した。現在、中南米地域の日系人人口は、戦前の移住者を含め300万人を超えるものと推定される。JICAは、日本国内の地方自治体（各都道府県及び市区町村）、大学、公益法人、NGO、企業等の団体から研修員の受け入れにかかる提案を受け、日系社会研修員受入事業を実施し、2025年度までに中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす方々を5,000名以上受け入れている。また、日本国内の多文化共生や地方創生に取り組むため、2020年度からは日系社会研修（多文化共生／日系協力型）（以下「日系サポートー」）を開始。

本業務は、日系社会研修員受入事業の実施にあたり、研修員の受け入れに係る支援業務、研修員来日後にJICA横浜で実施するブリーフィング・オリエンテーション業務、日系サポートー向けの業務を目的としている。

### 2. 本業務の対象となる事業概要

#### （1）事業説明

日系社会研修員受入事業は、日本国内の団体による日系社会研修員の受け入れにかかる提案を受け、JICAが、これらの団体に研修員受け入れの実施を委託して行う国民参加型事業である。詳細は以下のウェブサイトに掲載している。

<https://www.jica.go.jp/overseas/america/outline.html>

#### （2）事業目的

中南米地域日系社会への技術協力を通じ、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献するとともに、国民に幅広くこれらの事業への参加を促進し、助長することを目的としている。

#### （3）研修員受け入れ時期

研修員はJICAの定める来日日（年5回）に来日する。現時点では、2026年度の来日予定日は以下のとおりである。

2026年5月13日（水）、7月15日（水）、10月7日（水）、11月11日（水）、2027

## 年1月20日（水）

### (4) 受入予定人数

約200名／年度

### (5) 研修構成

各研修は、以下3点で構成される。（1）+（2）+（3）の期間を、以下「受入期間」と称す。）

- 1) 来日日及び離日日
- 2) 導入期間
- 3) 研修実施機関における研修期間（以下「技術研修期間」）

## 3. 業務の範囲

受注者が実施する業務は大きく次の4つに分けられ、研修員来日（年5回）毎に実施する。

- ① 研修員受入支援業務
- ② ブリーフィング業務
- ③ オリエンテーション業務
- ④ 日系サポート一向け業務

1回の来日に係る各業務の範囲は次のとおりである。286人日／年度程度を想定。

曜日	項目	本業務の範囲	JICA機関
	研修員受入準備	<p>① 研修員受入支援業務            ・業務発生時期：            研修員来日日の約3か月半前            ・業務時間(目安)：            延べ3週間</p> <p>② ブリーフィング業務            ※事前準備の業務が該当            ・業務発生時期：            研修員来日日の約1週間前            ・業務時間(目安)：            延べ3日間</p> <p>③ オリエンテーション業務            ※事前準備の業務が該当            ・業務発生時期：            研修員来日日の約1～2か月前            ・業務時間(目安)：            延べ3日間</p>	① JICA中南米部 ② JICA横浜
水	研修員来日日	② ブリーフィング業務 ・業務時間(目安)：半日	
木	ブリーフィング	② ブリーフィング業務	
金	午前 開講式 午後 オリエンテーション	③ オリエンテーション業務	
土	休日	—	
日	休日	—	
月	オリエンテーション	③ オリエンテーション業務	
火	オリエンテーション	④ 日系サポートー向け業務 ※交流会(1時間)が該当	
水	オリエンテーション		
木	研修員移動日/技術研修開始日	② ブリーフィング業務 ・業務時間(目安)：半日	
↓	↓	—	
↓	技術研修終了日	—	
	研修員離日日	—	

※④ 日系サポートー向け業務として、技術研修期間中に年4回(1～1.5時間)程度、日系サポートー報告会を実施する。

#### 4. 業務の内容

各業務の具体的な内容・留意事項は以下のとおりである。

##### ① 研修員受入支援業務

本業務は、研修員受入に係る業務を支援するものである。JICA中南米部より送付される実施研修コース一覧を基に以下のとおり行う。

###### (ア) 応募書類の受領

研修事業総合システム(以下「KCCPシステム」)<sup>1</sup>から応募書類をダウンロードする。応募書類に記載の個人情報については、本契約の各業務において

<sup>1</sup> JICA研修員情報データベースのこと。受注者へは同システム操作用のパソコンおよび附属品一式を無償で貸与する。

て守秘義務遵守を徹底する。また、同情報を含む各種資料の作成については、必要最小限にとどめるとともに、これらは適切に保管・廃棄すること。なお、秘密の保持については、「6. 業務実施上の留意事項 (4) 個人情報保護 (5) 情報セキュリティ」を参照のこと。

(イ) 選考用リストの作成および提出

KCCP システムから出力し、応募書類確認欄を追記する。(ウ) の確認結果を当該欄に記載し、JICA 中南米部が指定する期日までに提出する。

(ウ) 応募書類の不備確認

- ・ 全ての応募書類が揃っているか
- ・ 全ての応募書類に必要事項が間違いなく明記されているか、空欄はないか
- ・ 応募書類の記載内容と KCCP システム入力内容に齟齬がないか

上記内容を確認し、不備がある場合は JICA 在外事務所へ不備の解消依頼および不備解消後の応募書類を KCCP システムへアップロード依頼の連絡をする。KCCP システムの入力に誤りがある場合、該当箇所の修正を行う、または在外事務所へ修正を依頼する。

## ② ブリーフィング業務

本業務は、研修員へ滞在費などの支給方法や JICA 国内機関での宿泊を含む滞在上の注意事項、その他日本で生活する上での留意事項等を説明するものである。

(ア) 会場予約依頼および支払い

ブリーフィングは、JICA 横浜施設内で行うことを基本とする。各年度の初めに年間利用計画を JICA 横浜担当者へ提出し、会場予約依頼を行う。JICA 横浜施設内の会場が確保できない場合、本契約の受注者が JICA 横浜施設外で会場を手配し、支払いを行う<sup>2</sup>。

(イ) 会場設営依頼および設営費の支払い

研修員数の確定後、実施日の 1 週間前までに JICA 横浜が別途契約する業者へ会場設営依頼書を提出し、会場の設営を依頼する。業者にて依頼書の内容を確認後、レイアウトの確認や修正が必要な場合、その内容について直接業者とやり取りを行い確定させる。

(ウ) 研修員への各種配付物の準備

配付物は以下のとおりである。

1) Form of Register

研修員の本国住所・所属先機関名等の最新情報を確認するためのもの。

- ・ KCCP システムから出力する。

- ・ 応募書類から写真データをトリミングし貼付する。
- ・ 研修員へ配布後、記入指導を行い回収する。
- ・ 回収後、所属先の変更等があれば KCCP システムに最新情報を取り入れる。

2) Payment of Allowance

JICA は研修員に対して銀行口座を割当て、2か月分まとめて手当を支給する。その明細書である。

- ・ KCCP システムから出力する。
- ・ 手当内訳（単価および項目）、振込タイミング、ミールカード<sup>3</sup>への振込分の扱い等の説明を行う。

3) メディカルカード

JICA は保険会社との間で「研修員海外旅行障害保険契約」を締結している。滞在期間中の病院診療の際、医療機関が診療費等を保険会社へ請求することにより、研修員の自己負担が不要となっている。上記保険契約を証明するもの。

- ・ カード用紙は JICA から支給する。事前に必要枚数を JICA 横浜担当宛に連絡する。
- ・ KCCP システムから必要事項をカード用紙に印刷する。
- ・ 応募書類から写真データをトリミングし貼付する。
- ・ 使用方法について説明する。

4) 銀行カード

JICA が研修員に対して割当ている銀行口座に紐づいているもの。

- ・ 事前に JICA 横浜担当者より受領する。
- ・ 使用方法や使用可能場所等を説明する。

5) 滞在費受取銀行カード引落明細票

- ・ KCCP システムから出力する。
- ・ 記入方法や取扱いについて説明をする。

6) キャッシュカード受領証

- ・ KCCP システムより出力する。
- ・ 記入説明を行い回収する。

7) 本人確認届出書

- ・ KCCP システムより出力する。
- ・ 記入説明を行い回収する。

8) JICA 研修員バッジ

---

<sup>2</sup> 入札書は、JICA 横浜施設内で行う場合を想定して作成のこと。

<sup>3</sup> JICA 国内機関にある食堂で利用できるプリペイドカードのこと。手当のうち食費の一部が利用可能額として振り込まれる。

- ・ 事前に JICA 横浜担当者より受領する。

(エ) 来日前事前資料の作成および研修員への送付

ブリーフィング・オリエンテーション日程、当日の集合時間および場所、持参書類等の資料を作成し、研修員来日の約 1 週間前までに研修員へメール送信する。

(オ) 研修員の到着確認

開始に先立ち、研修員が全員到着済みであることを確認する。

(カ) ブリーフィング・オリエンテーション日程、研修員名簿の作成

データ（様式は問わない）を事前に JICA 横浜担当者へメール送付する。

(キ) JICA 横浜健康相談室との連絡調整

1) JICA 横浜は研修員の健康相談等に対応するため、健康相談室を設置している。ブリーフィング・オリエンテーション期間中のいずれか 1~1.5 時間で同室に勤務する JICA 横浜メディカルコーディネーターより説明を行う。そのための日程調整を行う。

2) また、JICA は、ブリーフィング・オリエンテーション期間中のいずれかの時間帯で対象研修員に対して健康診断を行う。受注者は、事前に同コーディネーターと連絡を取り、受診日時及び医療機関を調整する。健康診断の引率は基本的に同コーディネーターが行うが、必要に応じ受注者はこれを補佐する。

(ク) JICA 横浜以外の国内機関所管の研修員に対するメッセージシート受領および内容確認、研修員への配付と説明

1) JICA 横浜でのブリーフィング・オリエンテーション終了後、JICA 横浜以外の国内機関所管コースの研修員は全国各地へ移動する。移動のための説明等が記載されたものがメッセージシートである。各国内機関より研修員来日の 3 週間前を目途に受注者へ送付される。内容について確認事項がある場合は、各国内機関担当者と直接やり取りを行い確認する。なお、各国内機関より送付されない場合は、督促の連絡を行う。

2) 移動に必要な切符等も各国内機関で手配し、メッセージシートともに受注者に送付されるため、併せて手交する。

3) 移動日当日、必要に応じて研修員をサポートする。

(ケ) 名札および緊急連絡カードの作成

KCCP システムの情報を基に、研修員の名札（研修員着用用）および緊急連絡カードを作成する。いずれも初日に研修員へ手交する。

(コ) 逐次通訳者（スペイン語およびポルトガル語）の手配および支払い

1) 手配にあたっては、2 者以上から見積書を取付け、見積価格が低い業者に発注すること。

2) 交通費の支払いは、研修委託契約ガイドラインに沿うこととす

る。

(サ) その他必要説明事項

- 1) ミールカードの使用に関する説明
- 2) JICA 横浜館内案内
- 3) 滞在にあたっての留意事項（避難経路・防災対策、JICA 環境方針を含む）の説明
- 4) JICA 横浜外で実施する場合は、該当会場を使用する際の留意事項の説明
- 5) 大規模災害時の対応に係る説明
- 6) 旅券、査証情報等の確認  
旅券の有効期限及び日本査証の有効期限、在留カードの有無を確認する。確認後、複写（JICA 横浜 1 部）の上、旅券及び在留カードは本人に返却する。
- 7) セクシャルハラスメント等防止に係る留意事項の説明
- 8) （日本国旅券所持の研修員のみ）住民登録についての説明  
当該研修員は一時帰国として扱われ、90 日以内の滞在では住民登録の必要はない旨説明する。
- 9) （外国旅券所持の研修員のみ）在留管理及び同制度に係る諸手続きについての説明

(シ) 研修員からの生活上の質問・相談受付

(ス) アンケートの作成・実施および取り纏め

プログラム期間中に、研修員に対して研修内容の改善点や所見に係るアンケートを実施し、その内容を取り纏める。

(セ) その他、発注者が定める事項

### ③ オリエンテーション業務

本業務は、研修員が日本の文化・社会等一般事情や日本人の移住の歴史、さらに現代日本における日系人等を理解するために実施する。また、研修期間中の日本国内の各施設への視察を見据え、ビジネスシーンでの日本語の使い方およびビジネスマナーを習得することを目的とする日本語研修も実施する。

(ア) 日程の決定および講師の手配、各種見学予約手配、謝金・交通費等の支払い

- 1) 受注者は、4 日間のプログラム日程案を作成し、JICA 横浜担当者と協議の上内容を決定する。プログラム例は以下のとおり。

目的	プログラム例
日本人の移住の歴史を知る	・ JICA 横浜海外移住資料館見学 ・ 専門家による講義

現代日本における日系人等の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家による講義、ディスカッション</li> <li>中南米ルーツの日系人の方々の集住都市における活動視察</li> </ul>
日本の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家による日本の政治経済に関する講義</li> <li>横浜市民防災センターの見学</li> <li>横浜市内見学</li> </ul>
ビジネスシーンにおける日本語研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家による講義、演習</li> </ul>

- 2) 目的達成に向け、各講師と事前に協議すること。
- 3) 謝金・交通費等は、研修委託契約ガイドライン<sup>4</sup>に沿うこととする。
- 4) 言語別で実施することが合理的と判断できるプログラムについては、言語別（スペイン語・ポルトガル語を想定）で実施可能な講師を手配可能とする。
- 5) 日本語研修のクラス分けを行う。スペイン語、ポルトガル語、日本語中上級者の3クラスに分ける。研修員の日本語能力はKCCPシステムから判断する。

(イ) 会場予約依頼

オリエンテーションは、JICA 横浜施設内で行うことを基本とする（視察等を除く）。各年度の初めに年間利用計画を JICA 横浜担当者へ提出し、会場予約依頼を行う。JICA 横浜施設内の会場が確保できない場合、本契約の受注者が JICA 横浜施設外で会場を手配する。（入札書は、前者（JICA 横浜施設内で行う場合）を想定して作成のこと。）

(ウ) 会場設営依頼および設営費の支払い

研修員数の確定後、実施日の1週間前までに JICA 横浜が別途契約する業者へ会場設営依頼書を提出し、会場の設営を依頼する。業者にて依頼書の内容を確認後、レイアウトの確認や修正が必要な場合、その内容について直接業者とやり取りを行い確定させる。

(エ) 車輌手配および支払い

視察等の実施にあたり、必要に応じて車輌を備上する。JICA 横浜公用バスを使用することができるが、事前に空き状況の照会および予約依頼を JICA 横浜担当者へ行う。

(オ) プログラム全体の管理（見学先引率含む）

(カ) 逐次通訳者（スペイン語およびポルトガル語）の手配および支払い

- 1) 手配にあたっては、2者以上から見積書を取付け、見積価格が低い業者に発注すること。
- 2) 交通費の支払いは、研修委託契約ガイドラインに沿うこととする。

<sup>4</sup> [https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/activities/nikkei/1545103\\_2537.html](https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/activities/nikkei/1545103_2537.html)

(キ) アンケートの作成・実施および取り纏め

プログラム期間中に、研修員に対して研修内容の改善点や所見に係るアンケートを実施し、その内容を取り纏める。

(ク) その他、発注者が定める事項

#### ④ 日系サポートー向け業務

本業務は、日系サポートー研修コースに参加する研修員のみを対象とするもの。

(ア) 交流会

オリエンテーション期間内に1時間で実施する。日系サポートー研修コースの研修員と帰国研修員とのつながり強化、及び帰国後の活動計画についての意見交換を目的としている。言語別で実施することが合理的と判断できるプログラムについては、言語別（スペイン語・ポルトガル語を想定）での実施も可能とする。

1) オンライン会議手配

2) 帰国研修員との日時調整

3) 交流会の実施

4) アンケートの作成・実施および取り纏め

プログラム期間中に、研修員に対して研修内容の改善点や所見に係るアンケートを実施し、その内容を取り纏める。

5) その他、発注者が定める事項

(イ) 報告会

日系サポートー研修コースの研修員の活動進捗について、研修実施団体、来日中の他研修員、帰国研修員、JICA各国内機関コース担当者へ共有することを目的とした報告会。技術研修期間中に、各国内機関下にて実施中の日系サポートー研修コース合同で、1時間～1.5時間で実施する。

1) 日程および参加者の調整

各技術研修期間を基に、年間4回程度の実施を計画し、日程および報告者（研修員）の割振りをJICA横浜担当者と協議の上、決定する。決定した日程について、該当の報告者に係るJICA各国内機関コース担当者と連絡を取り、調整を行う。

2) 発表資料の準備依頼

各所管センターとの調整完了後、該当の報告者へ発表資料の準備を依頼する。

3) 実施案内の送付

報告会の実施案内を該当の報告者、研修実施団体、報告者以外の来日中の研修員、JICA各国内機関コース担当者、帰国研修員へ送付する。

4) 同時通訳者の手配および支払い

手配にあたっては、2者以上から見積書を取付け、見積価格が低い

業者に発注すること。交通費の支払いは、研修委託契約ガイドラインに沿うこととする。

- 5) 報告会の実施および管理
- 6) アンケートの作成・実施および取り纏め  
研修員にアンケートを実施し、その内容を取り纏める。実施に関する感想や改善点を聞き取る内容とすること。
- 7) その他、発注者が定める事項

## 5. 引継ぎ業務

受注者は、本契約終了の翌年度（2029 年度）の日系社会研修導入・実施支援業務（以下次年度業務）を受注しない場合、発注者が別途定める次年度業務の受注者に対する引継ぎを 2026 年 3 月後半に 2 日間程度行う。その際の引継ぎ業務は別途契約する。

## 6. 業務実施上の留意事項

### （1）業務実施体制

受注者は、本説明書及び別添資料に示す業務量を目安として適切な要員を配置すること。なお、全体業務を調整・管理する業務総括者を 1 名選任するとともに、ブリーフィングおよびオリエンテーション業務中に JICA 横浜に常駐する業務実施者（評価対象となる業務従事者・1～2 名を想定）を配置すること。

### （2）業務開始時期について

受注者は、2026 年 4 月 1 日より業務を開始する。

### （3）JICA からの貸与物

JICA 横浜は、ブリーフィングおよびオリエンテーション業務期間中は JICA 横浜施設内に作業スペースを無償で提供する。また、受注者が業務上取り扱うことが必要な KCCP システム操作のためのパソコン及び付属品一式を受注者に無償で貸与する。

### （4）業務内容の変更

業務内容の変更が必要となる場合は、発注者及び受注者で協議し、双方の合意の上で変更を行う。

### （5）業務最終年度について

4. に前述のとおり、業務内容は、①研修員受入支援業務、②ブリーフィング業務、③オリエンテーション業務、④日系サポーター向け業務からなる。契約期間中の毎年度とも、当該年度の来日者向け①～④と、翌年度の来日者向け①とが発生する。よって、契約最終年度（2028 年度）の業務の中には、2029 年度の来日者向けの①を含むものとする。

## 7. 業務提出物・成果品等

### （1）受注者は、契約締結後、下記提出物を提出すること。

No	提出物	形式	提出期限
1	業務実施計画書	電子データ	契約締結日から起算して 10 営業日以内

(2) 受注者は、成果品として、下記リストに記載された「提出物」を納品すること。以下「提出期限」は 2026 年度分を記載している。2027 年度以降については発注者と協議の上決定する。

No	提出物	形式	提出期限
1	四半期報告書	電子データ	第 1 四半期分：2026 年 7 月 31 日 第 2 四半期分：2026 年 10 月 30 日 第 3 四半期分：2027 年 1 月 30 日
2	業務完了報告書	電子データ	2027 年 3 月 23 日

※第 4 四半期は、四半期報告書ではなく、年度全体の業務内容に関する報告を含めた業務完了報告書とする。

報告書の構成は以下のとおりとする（四半期報告書、業務完了報告書に共通）。

- 1) 業務の概要
- 2) 業務内容
- 3) 業務内容に対する所見
- 4) 次回へ向けた改善点及び提案
- 5) 研修員アンケート分析結果（理解度や満足度を可能な限り数値を伴った分析により、把握すること。）
- 6) 添付資料
  - プログラム日程（確定版）
  - 参加者名簿（確定版）
  - 各講義の作成教材及び配布資料（著作権処理状況を含む。）

## 8. 経費支払方法

受注者は四半期毎の業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、発注者は経費精算報告書を検査し、検査結果および精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。

### 第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「業務仕様書（案）」に明記されている内容を十分踏まえてください。作成にあたっての留意点は以下のとおりです。

#### 1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は、表紙及びその他文書からなり、以下の機関ウェブサイトからダウンロードできます。表紙については規程様式ですので、ダウンロードされた様式を使用ください。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いて頂いても結構です。

（[https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)）

##### （1）社としての経験・能力等

###### 1) 類似業務の経験

- a) 類似業務の経験（一覧リスト）・・・・・・・・・・・・（参考：様式1（その1））
- b) 類似業務の経験（個別）・・・・・・・・・・・・（参考：様式1（その2））

###### 2) 資格・認証等・・・・・・・・・・・・・・・・（任意様式）

##### （2）業務の実施方針等・・・・・・・・・・・・・・・・（任意様式）

###### 1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法

###### 2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制等）

###### 3) 業務実施スケジュール

##### （3）業務従事者の経験・能力等

###### 1) 業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・・・（任意様式）

###### 2) 業務従事者の経験・能力等・・・・・・・・（参考：様式2（その1、2））

###### 3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・（参考：様式2（その3））

#### 2. 技術提案書作成にあたっての留意事項

（1）技術提案書は別紙の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いします。（評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点は0点となりますのでご留意ください。）

（2）WLB等推進企業（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業）への評価については、別紙「評価表」のとおり、評価項目の内、「1. 社としての経験・能力等（2）資格・認証等」で評価しますが、評価表の「評価基準（視点）」及び「技術提案書作成にあたっての留意事項」に記載の条件を1つでも満たしている場合に

は、技術評価点満点200点の場合は一律2点を配点します。

### 3. その他

技術提案書は、可能な限り1つのPDFファイルにまとめて提出ください。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

## 第4 経費にかかる留意点

### 1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

#### （1）入札書の様式

入札にあたっては、以下ウェブサイトに掲載している「入札書」様式を用いて下さい。

[https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

#### （2）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は、以下のとおりです。

- ア. 業務の対価（報酬）
- イ. 直接経費

#### （3）消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争はこの金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

#### （4）直接経費の定額計上

直接経費については、下記積算のとおり24,399千円（税抜）を計上してください。当該経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難であること、直接経費を節約した研修カリキュラム、スケジュールの提案は避けるべきであることから、定額で入札金額に計上することを指示しています。

（単位：千円）

	2026年度	2027年度	2028年度	合計
① 研修員受入支援業務	0	0	0	0
② ブリーフィング業務	1,733	1,733	1,733	5,199
③ オリエンテーション業務	6,161	6,161	6,161	18,483
④ 日系サポートー向け業務	239	239	239	717
合計	8,133	8,133	8,133	24,399

## 2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

### (1) 業務の対価（報酬）

業務の対価（報酬）については、業務完了報告書等（四半期毎）に基づき、契約書附属書I（業務仕様書）記載された業務が履行されたか否かを発注者が検査し、この検査に合格すれば、全額支払いがされます。

### (2) 直接経費

直接経費については、プログラム内容及びスケジュールを確定する際に、受注者が概算金額を積算し、契約金額内訳の範囲内で直接経費が収まるのか、確認します。この際、直接金額の不足が見込まれる場合、必要に応じ、カリキュラム内容を変更したり、発注者・受注者協議の上、契約変更を行い、直接経費を増額することがあります。

業務の履行完了後、直接経費については、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算します。受注者は業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、発注者は精算報告書及び証拠書類を検査し、検査結果及び精算金額を通知します。受注者は同通知に基づき、請求書を発行してください。

## 4. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。
- (3) 謝金の支払いを実施していただく際、支払相手方が個人の場合には、原則として源泉徴収の手続きを実施していただく必要があります。業務内容によっては、旅費・交通費についても源泉徴収の対象となります。謝金の支払いについての詳細は、以下 URL をご確認下さい。

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/mynumber\\_hoshu.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/mynumber_hoshu.pdf)

- (4) 積算の際は、別紙「積算様式」のエクセルをご利用ください。

## 第5 業務委託契約書（案）

### 業務委託契約書

1. 業務名称 2026～2028年度日系社会研修員受入事業導入・実施支援業務
2. 契約金額 金00,000,000円  
(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
3. 契約期間 2026年4月1日から  
2029年3月30日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 横浜センター 契約担当役所長 ●● ●●（以下「発注者」という。）と●●（受注者名〔組織名〕を記載）（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （総則）

1 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に規定する業務（以下「本業務」という。）を、業務仕様書の定めに従って善良な管理者の注意義務をもって誠実に実施し、発注者は受注者に対し頭書の「契約金額」の範囲内でその対価を支払うものとする。

2 受注者は、本契約及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。

3 頭書の「契約金額」には本業務の実施に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくもの。以下「消費税等」という。）を含むものとする。

4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

5 本契約の履行及び本業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に規定する監督職員を経由して提出するものとする。

6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本業務を実施する義務を負うものとする。また、本契

約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

9 本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、予め発注者が指定した場合には紙媒体によるものとし、指定がない場合には電磁的方法によるものとする。

（業務計画書）

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託又は下請負の禁止）

第4条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は受注者が再委託若しくは下請負の内容、受託者若しくは下請負人の名称その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

（1）受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。

（2）発注者は、受注者に対して、書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託又は下請負の中止を請求することができる。

（3）第18条第1項第8号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

（監督職員）

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構横浜センター研修業務課長の職にある者を監督職員と定める。

2 前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

- （1）第1条第5項に定める書類の受理
- （2）本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

### （3）本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

（1）指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

（2）承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

（3）協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

（4）立会 監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録するものとする。

5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

### （業務責任者）

第6条 受注者は、本業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、本業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限（ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。）を有するものとする。

### （本業務の内容の変更）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の内容の変更を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 第1項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

### （一般的損害）

第8条 本業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第9条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に對して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査）

第10条 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に對して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第14条に規定する経費確定（精算）報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」（以下「契約金額内訳書」という。）に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

2 業務仕様書において可分な業務として規定されるものがある場合において、当該可分な業務が完了したときは、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に對し、部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

3 発注者は、前二項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

（債務不履行）

第11条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に對して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（成果品等の取扱い）

第12条 受注者は、業務仕様書に成果品（以下「成果品」という。）が規定されている場合は、成果品を、業務仕様書に成果品が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、同条第3項に規定する検査を受けるものとする。

2 前項の場合において、第10条第3項に定める検査の結果、成果品及び業務

実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同条第3項の規定を準用する。

3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。

4 受注者が提出した成果品、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果品等」という。）の所有権は、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。

5 受注者が提出した成果品等の著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。

6 前項の規定は、第11条、第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項の規定により本契約が解除された場合について、これを準用する。

#### （成果品等の契約不適合）

第13条 発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び第2項の検査の合格又は同条第3項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

#### （経費の確定）

第14条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

2 受注者は、第10条第2項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出する

ものとする。

3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。

5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

（1）本業務の対価（報酬）

契約金額内訳書に定められた額とする。

（2）直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。

（支払）

第15条 受注者は、第10条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された請求書を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

（履行遅滞の場合における損害の賠償）

第16条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。

2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた成果品等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金員の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金員につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（天災その他の不可抗力の扱い）

第17条 天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由（以下「不可抗力」という。）により、発注

者及び受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

#### （発注者の解除権）

第18条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

（1）受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

（2）受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（3）受注者が第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。

（4）第22条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。

（5）受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。

（6）受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

（7）受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

（8）受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第4号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

#### （発注者のその他の解除権）

第19条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば収受したであろう利益の額を合算した金額とする。この場合における収受したであろう利益は、契約金額の内訳に「一般管理費」の額が定められているときは同金額を上限とする。

#### （受注者の解除権）

第20条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了する事が不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

#### （解除に伴う措置）

第21条 本契約が解除された場合においては、受注者は、解除時点における本業務の実施済部分の内容を発注者に報告するとともに、成果品等（仕掛中のものを含む。）があり発注者がその引渡しを求めたときは発注者による検査を受け、合格したものを発注者に引き渡さなければならない。

2 発注者は、前項の報告内容を勘案し、解除時点における受注者の本業務の実施済部分につき履行割合を算定し、契約金額に前記履行割合を乗じた額（ただし、既払金を控除する。）を受注者に支払うものとする。

#### （重大な不正行為に係る違約金）

第22条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

（1）次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治40年法律第45号）第198条（贈賄）又は不正競争防止法（平成5年法律第47号）第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

（2）受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下、「独占禁止法」）第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本業務の実施に関し、刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

（5）第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

（6）第14条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。

2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。

3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。

4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第18条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。

5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して本条第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、本項第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠った者については、この限りでない。

(1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者

(2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者

6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。

7 前各項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

#### （賠償金等）

第23条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

#### （調査・措置）

第24条 受注者が、第18条第1項各号又は第22条第1項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第18条第1項各号又は第22条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

### (秘密の保持)

第 25 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- （1）開示を受けた時に既に公知であったもの
- （2）開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
- （3）開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
- （4）開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの

（5）開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの  
（6）法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの

（7）第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

2 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

6 受注者は、本業務の実施の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

### (個人情報保護)

第 26 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）

第 60 条で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- （1）業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め

発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

イ 保有個人情報について、改ざん又は本業務の実施に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

(2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。

(3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。

(4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める「個人情報保護に関する実施細則」(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しあは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

(5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

(6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

(7) 受注者は、本業務の完了後、速やかに保有個人情報の利用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

#### (特定個人情報保護)

第26条の2 受注者は、本契約において、特定個人情報等(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項で定める個人番号及び同条第8項で定める特定個人情報を指し、以下「特定個人情報等」という。)に係る関係事務を実施する場合は、特定個人情報等については、第25条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1) 業務従事者等に次に掲げる行為を遵守させること。

イ 特定個人情報等は、受注者が本契約に基づき行う個人番号関係事務(番号法第2条第11項に定義される「個人番号関係事務」を指す。)の履行に必要な範囲を超えて利用してはならない。

ロ 特定個人情報等を複製したり、受注者の事業所等の外へ持ち出してはならない。

ハ 特定個人情報等は秘密として保持し、番号法第19条により認められる場合を除き、第三者に提供してはならない。

- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- (3) 特定個人情報等の管理責任者と担当者を別途文書にて定めること。
- (4) 特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 業務従事者等に対して、特定個人情報等の取扱いについての教育を実施すること。また、発注者の求めに応じてその教育を実施したことを証明する文書を提出すること。
- (6) 委託された特定個人情報等の漏えい等の事案発生時における対応をあらかじめ定めること。
- (7) 第25条第6項に基づき、特定個人情報等を破棄又は返却すること。この場合に第25条第6項中の「秘密情報」は、「特定個人情報等」と読み替える。
- (8) 発注者は、受注者の事業所等において、特定個人情報等が適切に管理されているか、年1回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録するとともに、管理状況が不適切である場合には、改善を指示することができる。受注者は改善を指示された場合には、その指示に応じること。
- (9) 前号に限らず発注者の求めがあった場合は、受注者は特定個人情報等の管理状況を書面にて報告すること。

(情報セキュリティ)

第27条 受注者は、発注者が定める「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程」(平成29年規程(情)第14号)及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」(平成29年細則(情)第11号)を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第28条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第29条 受注者は、自己の責任と判断において本業務を実施し、業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(安全対策措置等)

第30条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第28条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。

(1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務(航空券及び日当・宿泊料の支給)を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。

- ・死亡・後遺障害 3,000万円（以上）
- ・治療・救援費用 5,000万円（以上）

（2）業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。

（3）業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。

（4）現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（「JICA安全対策研修について」）上で提供する安全対策研修を業務従事者等に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。

（5）現地への渡航に先立ち発注者が提供するJICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。

（6）業務従事者等の労働安全が維持され、労働災害等（労働安全衛生法第2条第1号（昭和47年法律第57号）にいう労働災害及びそれと同等の労働災害をいう。）を避けることを確保すべく、あらゆる注意を以て本業務を実施する。再委託を行う場合は、再委託先において同等の措置が図られるよう、必要な措置を講ずる。

2 第28条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

#### （業務引継に関する留意事項）

第31条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、受注者は発注者の求めに従い、本業務を発注者が継続して実施できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

#### （契約の公表）

第32条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

（1）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

（2）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりと

する。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近3カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第14章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（準拠法）

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（契約外の事項）

第34条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

（合意管轄）

第35条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず（調停事件を含む。）、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

20●●年●●月●●日

発注者

神奈川県横浜市中区新港2-3-1  
独立行政法人国際協力機構  
横浜センター 契約担当役  
所長 ●● ●●

受注者

**[附属書Ⅰ] 業務仕様書**

※業務仕様書（案）参照のこと。

**[附属書Ⅱ] 契約金額内訳書**

以上

# 様式集

## ＜参考様式＞

以下の様式を当機構ウェブサイト（URLは下記参照）よりダウンロード可能です。

### （1）入札手続に関する様式

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 委任状（特定案件委任状）
- ③ 委任状（入札会に関する一切の権限）
- ④ 入札書
- ⑤ 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合に使用）
- ⑥ 質問書
- ⑦ 機密保持誓約書

### （2）技術提案書作成に関する様式

- ① 技術提案書表紙
- ② 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）

URL : [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)